

議案第 49 号

田川市総合計画審議会設置条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年 9 月 2 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、田川市総合計画の基本構想及び基本計画の原案を審議する審議会を設置するため、同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

## 田川市総合計画審議会設置条例

### (設置)

第1条 田川市総合計画を策定するため、田川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、田川市総合計画を構成するもののうち、田川市議会基本条例（平成22年条例第39号）第12条に規定する基本構想及び基本計画に関する事項について、必要な調査及び審議を行う。

### (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 市民

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から諮問に応じ市長に答申する日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。